DISCLOSURE ディスクロージャー 2023



CONTENTS

●当協会の概要	
ごあいさつ	1
プロフィール	2
役 員	3
組織・事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
コンプライアンス態勢	5
●信用補完制度について――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
信用保証・信用保険制度のしくみ	10
信用保証協会業務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
●信用保証の内容─────	
信用保証のご利用について	12
主な保証制度一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
●経 営 計 画 	
中期事業計画(令和3年度~令和5年度)	16
令和5年度経営計画	17
●令和 4 年度の主な取り組み	
保証利用企業者の維持・増加に向けた取り組み	18
中小企業者のライフステージに合わせた資金繰り支援、経営支援の取り組み・・・	19
中小企業者の経営課題解決に向けた取り組み	21
金融機関・中小企業支援機関等との連携に向けた取り組み	22
SDGs 宣言と取組方針	23
地域経済発展のための取り組み	24
働き方に関する取り組み	24
地域社会発展のための取り組み	25
外部評価委員会の評価及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
●令和 4 年度事業報告──────	
事業概況······	28
基本財産	31
貸借対照表	32
収支計算書	34
●統 計 	
信用保証業務の推移	36
金融機関別保証状況	38
業種別保証状況	39
制度別保証状況	40
☆ (フ 刀) コニュニケ ションウ ノ	

会章(マーク)

コミュニケーションネーム



YAMAGATA GUARANTEE ヤマガタ ギャランティ

このマークは「山形県信用保証協会」の頭文字yshを 鳥のはばたく形に図案化し、保証協会も企業も共に、大 きくはばたいて飛躍する姿をイメージしたものです。 昭和44年(20周年記念の年)に制定しました。 ギャランティは「保証」の意味で、保証協会はヤマガタギャランティをコミュニケーションネームとして使用しております。

1 浪漫山形百景

表紙ィラスト「人間将棋」 裏表紙イラスト「山形テルサと霞城セントラル」

イラストを通して山形の良さを再発見し、まちおこし運動を行っている「やまがたマーチング(まち+ing)委員会」提供。



ごあいさつ

山形県信用保証協会 理事長 **高 橋 雅 史**

平素は山形県信用保証協会の業務に、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会の活動を多くの皆様にご理解いただくと共に、安心してご利用いただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。当協会の業務について「わかりやすく・読みやすく」まとめました。本誌を通し一層のご理解を深めていただければ幸いです。

令和4年度におきましては、中小企業者の実情に応じた保証制度の拡充やライフステージに応じた資金繰り支援等により、保証承諾額は前年度を超えた実績となっております。保証債務残高については、昨年度に引き続き高い水準となっており、県内金融機関を始めとする関係機関の皆様方のご理解とご協力に改めて感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月から感染症法上「5類」に移行し、一部には経済の改善傾向が見られます。しかしながら、本県では少子高齢化を伴う人口減少を背景として、社会経済の構造的変化が顕在化しつつあり、中小企業数の減少に加え、幅広い業種で人手不足が深刻化しております。更にエネルギーや原材料の高騰等は幅広い分野に影響を及ぼしており、県内中小企業者の環境は、引き続き厳しいものと認識しております。

こうした中、当協会は、昨年に引き続き「ライフステージに合わせた資金繰り支援」と「プッシュ型経営支援による伴走支援」により、切れ目のない支援に取り組んでまいります。更に、国や県、市町村をはじめ、金融機関、各種機関の皆様とより一層連携を密に中小企業者に寄り添い、県内経済の発展に役職員一同一丸となって邁進してまいりますので、引き続き皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和5年8月

プロフィール (令和5年8月1日現在)

認可	昭和24年8月24日
業務開始	昭和24年9月22日
人格	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく特殊法人
目的	信用保証の業務を行い、中小企業者等に対する金融の円滑化を図る ことを目的とする。
基本財産	250億353万円 内訳 基 金 108億4,073万円 出捐金 72億9,795万円 金融機関負担金 35億4,278万円 基金準備金 141億6,280万円
保証債務の最高限度	1 兆3,326億8,798万円(基本財産の53.3倍)
保証債務残高	件数 33,466件 金額 4,450億6,686万円 (令和5年3月末現在)
保証利用企業者数	14,843企業(県内対象事業者数 38,726企業)【利用率38.3%】
役 員	理 事 長1名 常務理事2名 非常勤理事13名 常勤監事1名 非常勤監事2名 (詳細は次頁のとおり)
職員	97名(男性55名、女性23名、派遣職員19名)

• 基本理念

わたしたちは、信頼される信用保証を通じて、 地域を支える中小企業者の 信用力の創造と経営力の向上のために、 ともに考え、ともに歩んでまいります。

基本理念とは、組織の使命、存在意義、目指す姿、目標などを表したものです。

地域の経済状況と金融環境の中における、当協会の使命や存在意義を深く認識し、信頼される信用保証を通じて、地域を支える中小企業者の信用力の創造と経営力の向上のために、中小企業者、金融機関、地方公共団体など、あらゆる関係先とともに考え、ともに歩んでいくことを目指して、以下のとおり「基本理念」を定めます。

(平成30年4月1日 制定)

役



(令和5年8月1日現在)

就任年月日

理事長	高橋雅史	令和4年 4月 1日 (令和4年3月23日理事就任)	常勤	
常務理事	松本秀樹	令和5年4月1日	//	
常務理事	小林俊仁	令和4年4月1日	//	
理事	我 妻 悟	令和4年4月1日	非常勤	山形県産業労働部長
//	佐 藤 孝 弘	令和3年4月1日	//	山形県市長会会長
//	鈴 木 浩 幸	令和5年5月16日	//	山形県町村会会長
//	佐藤英司	令和5年6月23日	//	山形銀行頭取
//	松田正彦	令和4年4月1日	//	荘内銀行頭取
//	川越浩司	令和3年6月24日	//	きらやか銀行頭取
//	山下千尋	令和3年4月1日	//	商工組合中央金庫 山形支店長
//	山口盛雄	令和4年6月3日	//	山形県信用金庫協会会長
//	井 口 裕 士	令和 5年 6月 9日	//	山形県信用組合協会会長
//	矢 野 秀 弥	令和2年2月25日	//	山形県商工会議所 連合会会長
//	安 房 毅	平成30年 6月 7日	//	山形県中小企業団体中央会 会長
//	小野木 覺	平成21年 5月30日	//	山形県商工会連合会会長
//	平山雅之	平成29年 7月15日	//	山形県企業振興公社理事長
常勤監事	青 木 和 夫	令和3年4月1日	常勤	
監事	山 田 敦 子	令和5年4月1日	非常勤	山形県会計管理者
//	水 上 進	令和2年7月23日	//	弁護士

経営計画

告

室

●内部監査

■コンプライアンス委員会

長井支店

査

監

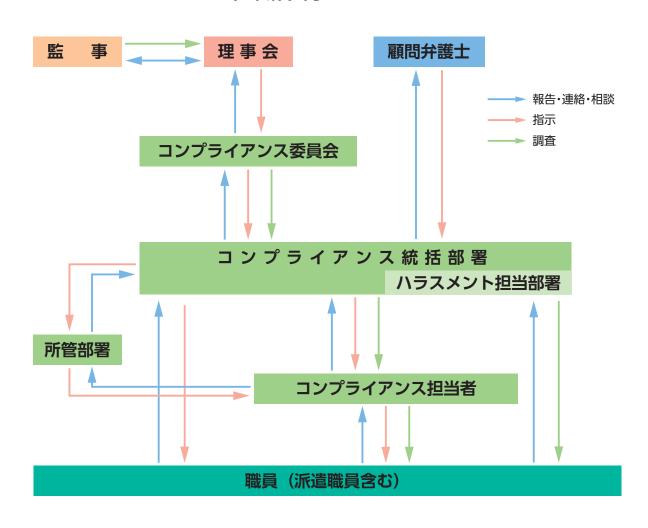
コンプライアンス態勢

激しく変動している我が国の経済・社会のなかで信用保証協会の果たすべき役割と責任は、今後ますます大きくなるものと確信しています。このため、当協会は高い自己規律に基づき、社会から揺るぎない信頼の確立に向けて、コンプライアンスを実践する上で基本となる「倫理憲章」を定め、役職員の行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」に規定されている事項を遂行するための具体的計画・手順を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定します。また、確立された組織体制(下図)のもと、役職員一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

• 倫理憲章

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任
- 2 質の高い信用保証サービス
- 3 法令やルールの厳格な遵守
- 4 反社会的勢力との対決
- 5 地域社会に対する貢献

• コンプライアンス組織体制図



信用保証の内容

令和4年度事業報

告

● 個人情報保護宣言 (平成17年4月1日制定) (令和4年4月1日 最終改定)

山形県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ●当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1. 「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ●取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ●取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる 目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9. 「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ●委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその 利用目的の通知を求めることができます。
- ●請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付 して当協会窓口に持参または郵送ください。
- ●個人データの開示および利用目的の通知につきましては1申請ごとに500円をいただきます。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ●当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ●(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」 の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所/山形市城南町一丁目1番1号

電話番号/023-647-2245

部 署 名/総務部 総務統括課

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています。(住所等詳細につきましては、当協会ホームページ『申込・相談窓口』をご覧ください。)

• 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

(平成17年4月1日制定)(令和4年4月1日最終改訂)

個人情報保護法(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。

以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

山形県信用保証協会

- 1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法21条1項関係)
 - 当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。
 - ・法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務およびこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲 で利用すること
 - ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以 外の目的のために利用しないこと
 - ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
 - ②保証申込・条件変更申込の受付
 - ③保証利用資格の確認
 - ④保証・条件変更の審査
 - ⑤保証・条件変更の決定
 - ⑥保証取引の継続的な管理
 - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
 - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
 - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
 - ⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施
 - ⑪各種保証制度利用のご提案
 - ⑫保証料の返戻
 - ⑬求償権の行使
 - ⑭信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
 - ⑤その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営
- 2. 各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

3. 個人情報の取得元またはその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

- ①信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ②お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合
- 4. ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課 電話番号023-647-2245

5. 個人データの取扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- ①行方不明先等の調査業務
- ②債権管理回収業務
- 6. 個人情報の第三者提供について (法27条1項関係)

当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、および個人情報の取得にあたっての利用目的については、次のような様式によりお客さまの同意を得ることとしております。

- ・個人情報の取扱いに関する同意書
- 7. 共同利用に関する事項(法27条5項3号関係)

法27条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

- (1) 共同利用される個人データの項目
 - ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報

- ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報
- ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
- ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報
- (2) 共同利用者の範囲
 - ①信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく信用保証協会 具体的な名称については当協会ホームページをご覧下さい。
 - ②一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称、住所、代表者の氏名 〒101-8534

東京都千代田区神田司町二丁目1番地

一般社団法人全国信用保証協会連合会 会長 山本 隆

- 8. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項(法32条1項関係)次のとおりです。
 - (1) 当該個人情報取扱事業者(当協会)の名称、住所、代表者の氏名 〒990-8580

山形県山形市城南町一丁目1番1号

山形県信用保証協会 理事長 高橋 雅史

- (2) すべての保有個人データの利用目的
 - 1. をご参照ください。
- (3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項(法37条関係)

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示(第三者提供記録の開示を含む。以下同じ。)、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」といいます。)に対応させていただいております。

①開示等の請求等のお申出先

開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書(②参照)に必要書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。 〒990-8580

住 所 山形県山形市城南町一丁目1番1号

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

電話番号 023-647-2245

②開示等の請求等に際して提出すべき書面 (様式) 等

「開示等の請求等」を行う場合は、次の申請書(A)をダウンロードし、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)および依頼人確認のための書類(C)(本人と依頼人が異なる場合)を添付してください。

- (A) 当協会所定の申請書
 - ・「保有個人データ」開示等申請書
- (B) 本人確認のための書類

(例) 運転免許証、パスポートのコピー(※) 1通

- (C) 依頼人確認のための書類
 - ·印鑑証明書(依頼人)

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

③代理人による「開示等の請求等」

「開示等の請求等」をする者が本人、未成年者または成年被後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をすることに つき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類((A) または(B))を添付してください。

- (A) 法定代理人の場合
 - ・成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
 - ・法定代理権があることを確認するための書類((例)戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー(※)) 1 通
 - ・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類((例)法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※)) 1 通
- (B) 委任による代理人の場合
 - ・当協会所定の代理人選任届 1通
 - ・本人の印鑑証明書 1通
 - ・代理人本人であることを確認するための書類((例) 代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※)) 1通 ※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- 4)開示等の請求等の手数料の額およびその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、 以下の手数料を徴収させていただきます。

1回の申請ごとに 500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。

DISCLOSURE

※手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の 期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面の交付または電磁的記録の提供による方法のう ちお客さまが指定された方法(※)により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方 法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客さまご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承くださ い。

※電磁的記録による開示が困難な場合や開示方法のご指定がない場合は、書面により開示させていただきます。

⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にともない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとしま

※「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、 不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。

- ・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないと きなど、本人確認ができない場合
- ・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の請求の対象が「保有個人データ」または「第三者提供記録」に該当しない場合
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合
- 9. 保有個人データの安全管理措置に関する事項(法32条1項4号、施行令10条、法23条関係)

当協会は、個人データについて、漏えい、滅失または毀損の防止等、その管理のために次のとおり、必要かつ適切な安全 管理措置を講じています。

(基本方針の策定)

・個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等について の基本方針を策定

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

・取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその 任務等について個人データの取扱規程を策定

(組織的安全管理措置)

- ・個人データの取扱いに関する管理責任者等を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者および当該従業者が取り扱 う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護法や個人データの取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合 の責任者への報告連絡体制を整備
- ・個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施

- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施
- ・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

(物理的安全管理措置)

- ・個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない 者による個人データの閲覧を防止する措置を実施
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所 内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

(技術的安全管理措置)

- ・アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定
- ・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入
- 10. 苦情の受付窓口に関する事項(法32条1項4号、施行令10条、法40条関係)
 - (1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

①お電話による場合

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

電話番号023-647-2245

②お手紙による場合

〒990-8580

山形県山形市城南町一丁目1番1号

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています(住所等詳細につきましては、当協会ホームページ『申込・相談窓口』 をご覧ください。)。

11. 備 考

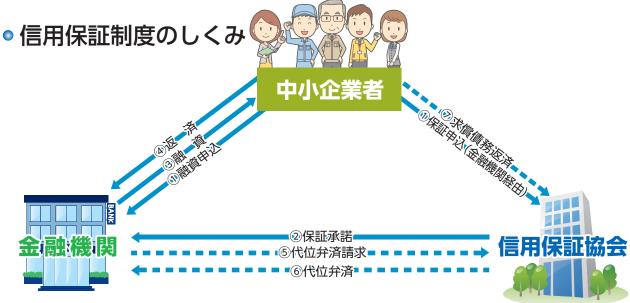
当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等に は、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

以上

信用保証の内容

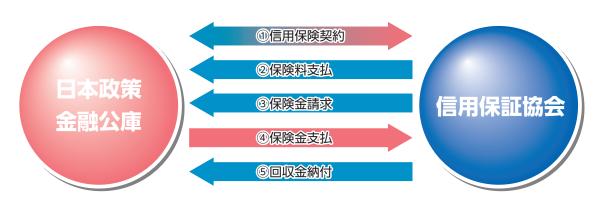
信用補完制度について

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」 と信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



- ①中小企業者の方は、金融機関を経由して信用保証申込をします。
- ②信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関へ通知(信用保証書)します。
- ③保証承諾の通知(信用保証書)を受けた金融機関は中小企業者の方へ融資を行います。この際、中小企業者の方に は所定の信用保証料をご負担いただきます。
- ④中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関へ返済します。
- ⑤金融機関は、中小企業者の方が事情により借入金の返済ができなくなった場合、信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑥信用保証協会は請求に基づき、審査の上、中小企業者の方に代わり金融機関に代位弁済をします。
- ⑦その後、中小企業者の方とご相談をしながら信用保証協会へ借入金(求償債務)を返済していただきます。

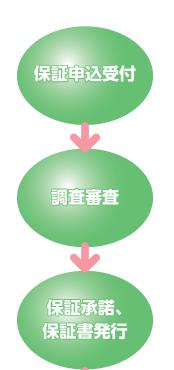
•信用保険制度のしくみ



- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じた保険金(代位弁済した元本金額の70%、80%または90%)を信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証協会業務の流れ

迅速・的確な業務の遂行で、中小企業者の安定と発展に貢献します。



中小企業者が信用保証の申込をする場合、主流となっているのは金融機関を経由した申込です。これは、中小企業者が取引金融機関に融資を申込み、金融機関が審査した結果、協会の保証付で融資することになったときに当該金融機関を経由して保証申込をするものです。

信用保証委託申込書に必要事項を記入し、提出していただきます。

申込を受けた保証協会は、経営者の人的信用、企業の将来性や発展性、資金の必要性、 財務内容、返済能力等について調査を行います。この調査は、中小企業者の信用力を最大 限に引き出すために行うもので、必要な場合は実地調査もいたします。

調査の結果に基づき、保証の諾否について速やかに審査を行います。

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関あてに「信用保証書」が発行され、金融機関ではこれに基づいて融資が実行されます。融資の際には、金融機関が定める所定金利とともに、保証内容によって定められた信用保証料が必要となります。信用保証料は、日本政策金融公庫に対する保険料や保証協会を運営する上で、必要な費用等に充当するものです。



融資を受けた中小企業者には、貸付の返済条件に従ってご返済いただきます。 この返済が滞りなく行われているかを継続して把握すること(期中管理)も、保証協会 の役割です。当協会では、期中管理や顧客情報管理の効率化、省力化を図っています。



中小企業者の保証後の状況変化について把握と分析を行い、必要に応じて経営支援、事業再生支援を行います。

また、事業の再生を行おうとしている中小企業者に対しては、金融機関や中小企業活性化協議会等との連携を図り、再生のために必要な取組みや融資に対する保証を行います。

返済が困難になった場合



倒産などの事由により、中小企業者が債務を返済できない事態(返済不能)が生じた場合、保証協会では返済不能になった元金及び一定範囲内の利息を金融機関に支払います。中小企業者に代わり、保証協会が返済することを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると金融機関に代わり、保証協会が債権者となります。

代位弁済後、保証協会は、日本政策金融公庫から代位弁済額に一定割合を乗じた保険金を受領し、中小企業者等からの債権回収の義務を負います。

中小企業者等の実情に応じて債権の回収を図り、その回収金について、保険金を受領した割合に応じて、日本政策金融公庫に納付します。

この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は保証協会の大事な業務となっています。

信用保証の内容

• 信用保証のご利用について

(ご利用いただける方)

中小企業者の方で

- ①県内に本店または事業所がある法人
- ②県内に住居または事業所がある個人
- ③中小企業者で組織する組合員

ただし、制度融資の場合は、それぞれの制度の定めるところによりますが、創業関連保証については、創業前から対象となる場合もあります。

企 業 規 模

法人については資本金または従業員数のいずれか、個人については従業員数が以下に該当していればご利用いただけます。

業 種 資 本 金		常時使用する従業員数	
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下	
卸 売 業 1億円以下		100人以下	
小 売 業 ・ 飲 食 業	5,000万円以下	050人以下	
サー・ビース 業	5,000万円以下	100人以下	
医業を主たる事業とする法人	制限なし	300人以下	

政令指定業種	資 本 金	従 業 員 数
ゴム製品製造業*	* 3億円以下 900人以下	
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業 3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

^{*}自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

保証対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において対象とされていない業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

(資金使途)

中小企業者がその事業遂行に必要な運転資金と設備資金です。 したがって、事業資金以外の生活資金などの消費資金、投機資金等は対象とはなりません。

保証 限度

個人・法人	組合
2 億8,000万円	4億8,000万円
(無担保保険8,000万円・普通保険 2 億円)	(無担保保険8,000万円・普通保険4億円)

※上記以外に国の政策上、別枠として設けられている保証制度があります。

責任共有制度

平成19年10月1日から、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」が導入されました。

同制度導入により、保証協会の保証付融資は一部の保証制度を除き、中小企業者の借入金額に対して、金融機関も20%の信用リスクを負担することになります。

信用保証料率体系

経営状況に応じた9区分の料率体系(弾力化保証料率)となります。

保証料率の決定の際には、「貸借対照表を作成している方」は9区分の各料率を適用し、「貸借対 照表を作成していない方」は一律で5区分の料率を適用します。

※定率の保証料率となる保証制度もあります。

連帯保証人

法人は、必要となる場合があります。但し、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。また、 一定の経営状況・要件を満たす法人においては、経営者保証を不要とする制度・運用もあります。

- ※担保提供者については、法人の代表者を除き連帯保証人となる必要はありません。
- ※事情により第三者が連帯保証人となる場合については、民法の規定により公正証書により保証意思の確認を行います。

担保

担保は必要な場合があります。

[※]他県の保証協会利用がある場合は、合算となります。

• 主な保証制度一覧 (令和5年4月現在)

世界 様 徳 型 保証 「たんけい」 短期資金を継続列に利用したいときに (回生 が必要) (回生 単独性 徳 型 保証 「たんけい」 短期資金を継続列に利用したいときに (回生 が必要) (回生 で ファィネット 保証 で で マット 保証 で で マット 保証 で で で マット 保証 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	保証制度名	こんな時にご利用ください	責任共有
理期 継 域 型 保 証 「 た ん け い 」 短期資金を継続的に利用したいときに (通常の運転・設備の借入に	0
 現間受益を総統的に利用したいときに(保理士からの推薦が必要) S D G S 成 接 保 証 きに で エ 末摘の季節的な短期治金を展別問題達したいと きに グレーフ ティネット 保 証	18.1		
セーファイネット保証 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一	S D G s 応 援 保 証		0
た 表 表 表 表 表 表 表 表 表			0
危 機 関 連 保 証 大規模な経済危機、災害等による著しい伯用収縮が発生したときに 分類性な経済危機、災害等による著しい伯用収縮が発生したときに 金 未規模な経済危機、災害等のと替を受け、解究の資金手当てが必要なときに 小 トドローン 当 座 貸 越 根 保 証 カードで反復的に借入するときに(極度枠設定) ○ 一		倒産被害、不況業種、突発的災害等により影響を受けていると	5.7.8号
# 走 支 援 型 特 別 保 証 金融機関からの継続的な件定型の支援を受けながら、経営の安 定や生産性向上等に取り組む方に			0
カードローン 当座 貸 越 根 保 証		金融機関からの継続的な伴走型の支援を受けながら、経営の安	Δ
カードローン 当座 貸 越 根 保 証	緊急短期資金保証	 災害等の影響を受け、喫緊の資金手当てが必要なときに	0
当 座 貸 越 根 保 証 大口資金を反復的に借入れるときに(極度枠設定) ○ 社会貢献応援型特定社債保証「貢献」 社債を発行し、資金調達するときに(社会貢献活動を行うこと が必要)			
中 小 企 業 特 定 社 債 保 証 社債を発行し、資金調達するときに 社会貢献活動を行うこと が必要			
が必要)			
事業 再生計画実施関連保証(感染症対応型) 事業再生計画を実行する際の資金調達に △ 「	社会貢献応援型特定社債保証「貢献」		0
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型) 事業再生計画を実行する際の資金調達に △ 借 換 保 証 既存の保証付借入の借換、一本化に ② 会計画を策定し、返済緩和債権を借換えて、金融正常化を図 ろうとしているときに 小 の 書 細 企 業 保 証 小口の借入を行いたいときに (小規模事業者であることが必要) ラード・ローン カードで小口資金を反復的に借入するときに (極度枠設定) 小の 間 融 資 特 別 小 ロ	流動資産担保融資保証	在庫・売掛金等を担保として資金調達するときに	0
借 換 保 証 既存の保証付借入の借換、一本化に	事業再生計画実施関連保証	事業再生計画を実行する際の資金調達に	\triangle
 条件変更改善型借換保証 改善計画を策定し、返済緩和債権を借換えて、金融正常化を図ろうとしているときに 小口の借入を行いたいときに(小規模事業者であることが必要) ニカードローンカードで小口資金を反復的に借入するときに(極度枠設定) 小口の借入を行いたいときに(小規模事業者であることが必要) ・ 切りの借入を行いたいときに(小規模事業者であることが必要) ・ 対けていきをしているときに(極度枠設定) ・ はているときに(小規模事業者であることが必要) ・ はているときに(小規模事業者であることが必要) ・ はているときに(小規模事業者であることが必要) ・ はているときに(小規模事業者であることが必要) ・ はているときに(小規模事業者であることが必要) ・ はているときに(小規模事業者であることが必要) ・ は、 は、	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	事業再生計画を実行する際の資金調達に	Δ
************************************	借 換 保 証	既存の保証付借入の借換、一本化に	Δ
ま	条件変更改善型借換保証		0
小 額 融 資	小 □ 零 細 企 業 保 証	小口の借入を行いたいときに (小規模事業者であることが必要)	
「			
保 証 特 別 小 □ 無担保・無保証人で小□の借入を行いたいときに (小規模事業者であることが必要) 近代化資金			0
特定経営承継関連等 事業承継局面での資金調達に	保証 特別 小口	者であることが必要)	
スタートアップ創出促進保証 会社を新たに設立し、経営者保証なしで開業資金の借り入れを行いたいときに 事業承継特別保証制度 事業承継局面で経営者保証を解除したいときに 事業承継サポート保証 持株会社を新たに設立し、事業会社の株式を買い取りたいときに 財務要件型無保証人保証 経営者保証なしで借入を行いたいときに 商工業振興資金融資制度により借入を行うときに 公 長期借換保証 保証 経営の安定のため、既存の保証付借入を長期の借換、一本化に (セーフティネット保証の認定が必要) 5.7.8号			
			0
事業承継サポート保証 持株会社を新たに設立し、事業会社の株式を買い取りたいときに 財務要件型無保証人保証 経営者保証なしで借入を行いたいときに 商工業振興資金融資制度により借入を行うときに ○ 長期借換保証 経営の安定のため、既存の保証付借入を長期の借換、一本化に(セーフティネット保証の認定が必要) 5.7.8号	スタートアップ創出促進保証		
財務要件型無保証人保証 経営者保証なしで借入を行いたいときに 商工業振興資金 ・ 山形県商工業振興資金融資制度により借入を行うときに ・ 長期借換保証 ・ 経営の安定のため、既存の保証付借入を長期の借換、一本化に (セーフティネット保証の認定が必要) ・	事業承継特別保証制度	事業承継局面で経営者保証を解除したいときに	0
商工業振興資金な保証 山形県商工業振興資金融資制度により借入を行うときに ○ 長期借換保証 経営の安定のため、既存の保証付借入を長期の借換、一本化に (セーフティネット保証の認定が必要) 5.7.8号	事業承継サポート保証	持株会社を新たに設立し、事業会社の株式を買い取りたいときに	0
長 期 借 換 保 証 経営の安定のため、既存の保証付借入を長期の借換、一本化に 5.7.8号 (セーフティネット保証の認定が必要)	財務要件型無保証人保証	経営者保証なしで借入を行いたいときに	0
長 期 借 換 保 証 経営の安定のため、既存の保証付借入を長期の借換、一本化に 5.7.8号 (セーフティネット保証の認定が必要)	商工業振興資金保証		0
		経営の安定のため、既存の保証付借入を長期の借換、一本化に	5.7.8号
0	市町村制度保証		

保証限度額<個人・会社の方>	保証期間	基 準 保 証 料 率 (年率) (貸付額に対する料率です)
2億8,000万円 (無担保8,000万円)	運転10年、設備20年	弾力化0.45~1.90%
5,000万円	1年	弾力化0.45~1.90%
5,000万円	1年	弾力化0.45~1.90% 書面添付の場合等は 弾力化0.35~1.80%
2億円	7年	弾力化0.35~1.90%
3,000万円	6ヶ月	弾力化0.40~1.85%
2億8,000万円 (無担保8,000万円)	運転10年、設備15年	1号~4、6号0.80% 5、7号~8号0.68%
2億8,000万円 (無担保8,000万円)	10年	0.80%
1 億円	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 10年 (据置5年以内)	セーフティネット保証の場合 0.85% (経保免除の場合1.05%) 一般保証の場合 責任共有 0.45%~1.90% (経保免除の場合0.65%~2.10%) 責任共有対象外 0.50%~2.20% [経保免除の場合0.70%~2.40%]
2 億8,000万円(無担保8,000万円)	1年	弾力化0.45~1.90%
100万円以上2,000万円	1年または2年(更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
100万円以上2億8,000万円 (無担保8,000万円)	1年または2年(更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
2,400万円以上4億5,000万円 (無担保2億円)	7年	弾力化0.45~1.90%
2,400万円以上4億5,000万円(無担保2億円)	7年	弾力化0.35~1.80%
2 億円	1年	0.68%
2億8,000万円 (無担保8,000万円)	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 15年	責任共有 0.80% 責任共有外 1.00%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 15年 (据置5年以内)	責任共有 0.80% (経保免除の場合1.00%) 責任共有対象外 1.00% (経保免除の場合1.20%)
利用する制度による	利用する制度の期間	利用する制度の料率
2億8,000万円 (無担保8,000万円)	15年	弾力化0.45~1.90%
2,000万円	7年	弾力化0.50~2.20%
50万円以上300万円	1年または2年(更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
3,000万円	7年	弾力化0.45~1.90%
2,000万円	7年	1.00%
3,500万円	10年	1.00%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備15年	弾力化0.45~1.90%
3,500万円	10年 (据置1年以内、但し、プロパー融資がある場合は据置3年以内)	1.20%
2億8,000万円 (無担保8,000万円)	 10年	弾力化0.45~1.90% 経営者保証コーディネーターよりチェックを受けた場合は弾力化0.20~1.15%
2 億8,000万円(無担保8,000万円)	設備15年	弾力化0.45~1.90%(原則1.15%)
2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済の場合 2年 分割返済の場合 7年 (設備、運転設備の場合10年)	弾力化0.45~1.90%
2 億8,000万円(無担保8,000万円)	利用する商工業振興資金融資制度綱による	弾力化0.45~1.90%
2億8,000万円 (無担保8,000万円)	15年(据置3年以内)	1号~4、6号0.80% 5、7号~8号0.68%
各市町村の制度	要綱による	弾力化0.45~1.90%

中期事業計画(令和3年度~令和5年度)【概要】

人口の減少や少子高齢化に伴い、県内中小企業者数は減少の一途を辿っており、その影響により県内経済においては生産活動・経済成長の低下が懸念されている。当協会としては、このような状況に対し、役職員一人ひとりが支援機関としての自覚を今まで以上に持ち、金融機関をはじめ県・市町村等関係機関と連携した資金繰り支援、経営支援をさらに強化していくことで、県内中小企業者の経営改善や生産性向上を後押しし、県内経済の抱える課題解決に取り組むことが求められている。

また、新型コロナにより大きな影響を受けた県内中小企業者においては、アフターコロナを見据え、デジタル化の推進や経営戦略の見直し等様々な変容が求められている。当協会としては、新型コロナが県内中小企業者に与えた影響を把握するとともに、関係機関と連携しながら、中小企業者の様々な変容を後押しする資金繰り支援、経営支援を実施していくことが求められている。

こうした取り組みを促進していくため、職員のスキルアップや更なる事務改善・保証協会業務の周知等に努めるとともに、中小企業者の利便性向上を図り、併せて、安定的で持続的な信用保証業務を実現するため、回収業務の効率化や財政基盤の維持に努めていく。

これらを踏まえ、次に掲げる5つの柱について重点的に取り組むものとする。

1 人口減少・少子高齢化等に伴う長期・構造的課題に対応した取り組みの推進

人口の減少や少子高齢化のなかにあっても、本県経済の持続的発展に寄与するため、生産性向上や創業・ 事業承継の促進に向けた資金繰り、経営支援に取り組むとともに、中小企業者の利便性向上へ向けた業務体 制の充実を図る。併せて、金融機関や支援機関と連携し、適切な事業再生支援を実施する。

2 アフターコロナを見据えた中小企業者への支援

県内中小企業者の新型コロナによる影響を把握するとともに、中小企業者が取り組む様々な変容の支援に向け、関係機関と連携した資金繰り支援、経営支援を強化していく。また、金融機関との連携によるモニタリングの強化を図りつつ、経営改善計画の策定支援や当該計画の実行支援はもとより、中小企業者の実情に合わせた伴走型支援を実施していく。

3 期中管理の充実・強化

長引く新型コロナの影響により先行き不透明感が増している中、資金繰り支援の主体である新型コロナ関連資金の据置期間が終了し、順次償還が開始されることとなる。そのため金融機関との連携を深めながら、モニタリング等を通じ中小企業者の現況を把握し、実情に即した柔軟な対応に努めるとともに、返済緩和先については正常化に向けた取り組みを進めていく。また、延滞や期限経過先に対し継続した調整を行ないながら、適時適切な代位弁済に努めていく。

4 回収の合理化・効率化

協会収支の健全性確保及び信用補完制度持続の観点から、関係機関、関係部門及び保証協会債権回収㈱との連携を図り、回収の合理化・効率化に努める。

5 組織体制の充実・強化

当協会が信頼される組織であり続けるため、協会内部の運営規律の強化や職員のスキルアップに努める。また、中小企業者に対する安定的で持続的な信用保証業務を実現するため、財政基盤の維持や事務の改善等に努める。

※中期事業計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。

DISCLOSURE

令和5年度経営計画

令和 5 年度経営計画 (概要)

業務環境

山形県の経済動向

本県では、人口減少に伴い、社会経済の構造的変化が顕在化しつつあり、中小企業・小規模事業者(以下、「中小企 業者」という。)の企業数の減少に加え、幅広い業種で人手不足が深刻化している。

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)については、感染法上の分類が「5類」に引き下げら れる予定となっており、これまで課せられていた社会活動に対する制限が緩和される見通しであるが、長く続いたコ ロナ禍で宿泊業・飲食業をはじめ厳しい経営を強いられた中小企業者が多い。加えて、ロシアのウクライナ侵攻に端 を発する物価、特に電気料金の高騰は製造業など幅広い分野に深刻な影響を及ぼしている。

今後の先行きについては、引き続き新型コロナの趨勢に注視するとともに、物価高騰等によるコストの上昇などの 下振れ要因に十分留意する必要がある。

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

少子高齢化を背景とした生産年齢人口減少に伴う人手不足をきっかけに、中小企業者は従来に増してデジタル化に よる業務の効率化や生産性の向上、市場競争力の強化に取り組んでいくことが求められている。加えて、SDGsやカー ボンニュートラルの取り組みが求められており、経営の持続可能性という観点から、このような取り組みを実施して いるかどうかが重要視されてきている。

また、長く続いたコロナ禍で変化したライフスタイルや消費マインドが、中小企業者に対し様々な面で影響を及ぼすこ とが懸念されるとともに、円安や原油価格・物価高騰等コストアップ要因が重なり、収益力の向上が課題となっている。

信用保証を取り巻く情勢

当協会で実施した新型コロナ関連資金等の各種金融支援により、県内の中小企業向けの貸出残高は高止まりしてお り、資金需要は比較的落ち着いている状況影下ではあるが、二極化する企業動向に対応すべく、令和4年度においては、「伴走支援型特別保証制度」や「長期借換保証」等の活用により、積極的に資金繰りの安定化に取り組んだ。一方、多くの企業において新型コロナ関連資金の償還が開始されていることに加え、物価の更なる高騰や人手不足による影響が深刻化する懸念が強いことから、今後の中小企業者の資金繰り動向等を注視し、動機的に対応していく必要がある。

今後とも当協会では、資金繰り支援を継続していくことはもとより、新型コロナの影響によって厳しい経営環境に置かれている中小企業者に対し、個々の企業に寄り添った経営支援に取り組むこと、またアフターコロナを見据え、 -層の収益力・生産性の向上へ向けた支援を行うことが求められている。

業務運営方針

中期事業計画の基本方針を基に、次の項目を本年度の柱に据え、県内経済の持続可能な発展に貢献するとともに、 社会経済情勢の変化を踏まえ、多様な資金ニーズに対応していく。併せて、県内中小企業者の新型コロナの影響と業況把握に努め、アフターコロナを見据えたデジタル化の推進や経営戦略の見直し等、事業の再構築等を後押しする支 援を関係機関とともに連携して実施していく。

- 人口の減少や少子高齢化による本県経済の縮小懸念等厳しい環境下、持続可能な発展に向けて取り組んでいく。 当協会としては、中小企業者の創業・事業承継や生産性向上に向けた資金繰り支援に取り組む。新型コロナの影 響の長期化に加え、原油価格・物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、対象要件が拡充された伴走支援型特別 保証や長期借換保証を活用し資金繰りの安定化に積極的に取り組み、更に長期一括資金であるSDGs応援保証や社 会貢献応援型特定社債保証制度「貢献」等を活用して多様な資金ニーズに対応していく。県内中小企業者の業況把 握に引き続き務め、関係機関と連携した適切な支援に結び付ける取り組みを一層強化していく。また、利用者の利便性向上に向けた業務体制の整備、デジタル技術を活用した取り組みについても引き続き行う。
- 繰り改善支援や経営課題・将来目標の共有化を実施し、専門家派遣等に繋げていく。このような経営支援の取り組 みを通して、早期の経営改善及びアフターコロナに向けた中小企業者の事業再構築等の取り組みを後押しすること で、中小企業者の成長を支援していく。
- (3) 新型コロナの影響の長期化に加え、原油価格・物価高騰等の社会経済情勢の変化により、中小企業者の厳しい経 営環境が続いているなか、持続可能な発展を支えるべく金融機関と連携し早期に現況把握に努めるとともに、実情 に即した柔軟な対応と正常化に向けた取り組みを推進していく。また、延滞や期限経過先に対し継続した調整を行 いながら、適時適切な代位弁済を実施する。

経営者保証の見直し等社会情勢の変化を踏まえながら、協会収支の健全性確保及び信用補完制度持続の観点から、 求償権の効率的かつ効果的な管理回収に引き続き取り組んでいく。併せて、事業を継続し誠実に返済を行っている企業等については、中小企業者支援のための事業再生に積極的に取り組んでいく。

中小企業者、関係機関から信頼される組織であり続けるため、経営の透明性及び健全性の確保に取り組んでいく。 また、企業に対する社会的要請を踏まえた対応としてのSDGsの推進や、一層子育てしやすい環境づくりのための 「くるみん」取得に向けた取り組みを実施する。また職員一人ひとりのスキルアップやワーク・ライフ・バランス の充実に努め、職員のモチベーション向上及び働きがいのある職場づくりに取り組んでいく。さらに、将来にわた り中小企業者に対する安定的で持続的な信用補完制度の実現に向けて、財政基盤の維持に努める。

事業計画

/##· ###

			(単位・日万円、%)
項目	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保 証 承 諾	100,000	90.9	99.0
保証債務残高	405,000	101.3	91.6
代 位 弁 済	7,000	100.0	179.5
求 償 権 回 収	500	83.3	64.5

※令和5年度経営計画の詳 細は当協会ホームページ に公開しています。

信用保証の内容

令和4年度の主な取り組み

●保証利用企業者の維持・増加に向けた取り組み

当協会では、中小企業者を取り巻く経済・金融環境の変化を的確に捉え、保証利用企業者の維持・増加に向けて、次の取り組みを行っています。

新規保証推進キャンペーンの実施



創業の資金調達をする方や今まで借入したことがない中小企業 者へ新たな信用を創造し、さらなる保証協会利用企業の拡大を図

ンペーンを実施しています。 同キャンペーンは、例年 4月1日から12月31日の 9ヵ月間内に、新規利用企

るため、新規保証推進キャ

業者(新規利用または、完済後3年経過後の利用企業)に対する保証承諾の多い金融機関店舗を表彰するものです。この取り組みを通して、中小企業者の新たな信用力を創造することに努めています。



「長期借換保証」の創設

令和4年4月、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等、中小企業者を取り巻く環境が不透明であることを踏まえ、長期の借換保証により資金繰りの負担を軽減できる保証制度を創設しました。

令和4年度の同制度の保証承諾件数・金額は、87件、2,318百万円。

本制度は、中小企業者の経営安定化を図り、持続的発展に資することを目的としています。



金融機関職員信用保証業務研修会の開催

金融機関の職員の方に、信用保証業務の内容及び信用補 完制度の趣旨等の理解を深めていただき、信用保証協会付 融資のより円滑な取扱いが行われることを目的に、「金融機 関職員信用保証業務研修会」を開催しています。

当研修会は平成2年から行っており、参加者は累計1,000人を超えています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、9月7日に初めてハイブリッドで実施し、県内金融機関から37名の参加をいただきました。



●中小企業者のライフステージに合わせた資金繰り支援、 経営支援の取り組み

当協会では、中小企業者を支える総合支援機関として、中小企業者のライフステージに合わせた資金繰り支援、経営支援に積極的に取り組んでいます。

アフターコロナ成長支援「トラスト」の開始

令和4年4月より経営支援業務を強化するため、アフターコロナ成長支援「トラスト」を開始しました。中小企業者のライフステージ(創業期、成長・拡大期、成長・安定期)に応じて各種支援を実施しています。

創業期には、新たに創設した創業応援チームにより、創業前から、創業時の資金繰り支援、創業後のフォローアップまでの一貫した支援を実施しています。成長・拡大期、成長・安定期には、資金繰り予定表やローカルベンチマークなどの作成を当協会職員がサポートし、現状の見える化を通じて経営課題と将来目標を設定することで、改善への道筋を中小企業者と共有しています。



「スタートアップ創出促進保証」の創設

令和5年3月、これから法人を設立し創業される方や創業後5年未満の 法人を対象に、経営者保証を不要とする創業時の新しい保証制度を創設し ました。

本制度は、創業者の事業の活性化に資することを目的としています。



創業者への経営支援



当協会では創業前から、創業時の資金相談、創業後のフォローアップまで、一貫した創業支援に努めています。令和4年4月からは、各営業店に創業応援チームを創設し創業支援を推進しています(前述アフターコロナ成長支援「トラスト」参照のこと)。

創業支援の周知や、創業への機運醸成のための取り組み として、各市町村及び各商工会議所・商工会が主催する創 業セミナーに当協会職員が講師として積極的に参加してま いりました。

また、起業・創業のための無料相談窓□を常設する複合型コワーキングスペース「スタートアップステーション・ジョージ山形」において、日本政策金融公庫との共催によるイベントを開催しました。

令和4年5月からは、毎月第2水曜日に創業者向け金融相談会を開催し、延べ33企業からの相談に両機関の職員が連携して対応することで、創業促進につなげました。

10月には「スタートアップ企業向け資金調達セミナー」をオンラインとの併用で開催し、県内中小企業者、各関係機関に対して新たな資金調達方法について周知することができました。

当協会では、関係機関と連携し、創業者を応援していきます。





事業承継セミナーの開催



山形県、山形県事業承継・引継ぎ支援センター、山形県よろず支援拠点、当協会の4機関の主催により、中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、令和4年10月に県内2会場において事業承継セミナーを開催しました。

同セミナーでは、山形県事業 承継・引継ぎ支援センターの統 括責任者から「支援事例から学 ぶ事業承継のポイント」につい

て講演いただきました。

また、「事業承継の事例紹介」として、実際に事業承継された中小企業の経営者をお招きし、事業承継に至るまでの経緯や苦労されたこと、活用された支援施策などについて講演いただきました。

さらに、各機関における支援施策についての説明、個別相談会も実施し、 連携して事業承継に向けたサポートを行いました。



●中小企業者の経営課題解決に向けた取り組み

当協会では、中小企業者が抱える様々な経営課題解決のため、外部の専門家や当協会中小企業診断士を中心に、次の取り組みを行っています。

専門家派遣事業(山形プロフェッショナルサポート)の推進

中小企業者が抱える経営及び技術上の課題解決を図るため、専門家派遣事業を実施しています。幅広い課題に対応できるよう派遣可能な専門家の拡充を図ると共に、オンライン派遣の実施など利用する中小企業者の利便性向上にも努めています。

また、創業者の創業計画策定時に専門家派遣事業を活用することで、創業計画の実現可能性を高める支援も実施しています。

〈専門家派遣事業の取り組み実績〉

	令和4年度
実施回数	526
企業数	81



経営相談会の定期的な開催

協会内中小企業診断士による経営相談会を毎月第2木曜日に開催しています。

また、令和4年度は、各営業店において、山形県よろず支援拠点、INPIT山形県知財総合支援窓口との連携による経営相談会も開催しました。

当協会では、他機関と連携しながら、中小企業者が抱える経営課題などの解決に向けたサポートを 行っています。





●金融機関・中小企業支援機関等との連携に向けた取り組み

当協会では、中小企業者の支援体制強化のため、金融機関や中小企業支援に携わる関係機関と連携を深める取り組みを行っています。

やまがた中小企業支援ネットワーク会議の開催

県内中小企業者に対する経営支援・再生支援の更なる拡充を図るため、各機関の支援施策・事業実績などに関する情報 共有や経営支援の目線合わせ、ノウハウの共有などを行う 「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や個別企業を支 援する「経営サポート会議」を開催しています。

「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」は年2回開催しており、令和4年5月の第1回会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインとの併用により開催しました。国、県、各支援機関より令和4年度の支援施策について説明いただくことで、各機関における支援施策への理解を深めました。

令和5年1月の第2回会議は、山形県よろず支援拠点との 共催によりオンラインでの開催となりました。中小企業庁か ら講師をお招きし、「中小企業活性化パッケージNEXT」につ



〈経営サポート会議の取り組み実績〉

	令和3年度
実施回数	25
企業数	23

いてご講演をいただき、同パッケージの内容だけでなく策定に至った背景までご説明いただきました。 「経営サポート会議」では、当協会が事務局となり、金融債権者との意見交換、事業計画の説明、 支援に対する目線合わせなどの場を積極的に提供しています。

東北経済産業局、山形県中小企業活性化協議会との連携協定の締結

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響などに苦しむ県内中小企業者の経営改善などに連携して取り組むため、令和4年9月15日に東北経済産業局、山形県中小企業活性化協議会と「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結しました。

「協定」の締結を受けて、当協会と山形県中小企業活性化協議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響などに苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジ促進のため、連携を一層強化し対応していきます。また、一層の支援の質向上に向けて、東北経済産業局との連携を深めていきます。



協定締結式には同協会の 高橋雅史理事長、同協議会 の中川大文統括責任者、国協議会 北経済建業局の参木火弘建 業部長久が出席した。協定 業部長久が出席した。協定 業部長久が出席した。協定 、版本由美子) る。 (坂本由美子)

●SDGs宣言と取組方針

当協会は、令和4年4月1日、SDGs宣言を行いました。

国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の趣旨は、当協会の経営理念に通じるものであり、宣 言内容を実現するため「地域経済発展のための取り組み」「地域社会発展のための取り組み」「働き方 に関する取り組み | の方針を制定し、当協会の事業活動等を通じてSDGs推進の取り組みを行ってお ります。

SDGs取組方針

1. 地域経済発展のための取り組み

【信用保証による金融支援】

- ・信用保証による中小企業者の資金調達支援
- ・セーフティネット機能としての信用保証
- ・社会貢献活動を行う企業に対する資金調達支援
- ・脱炭素化に取り組む企業に対する資金調達支援



【企業のライフステージに応じたプッシュ型経営支援】

- ・創業期の企業への支援
- ・成長・発展期の企業への支援
- ·経営改善支援
- · 事業承継支援
- 関係機関との連携







3. 働き方に関する取り組み

【働き方に関する取り組み】

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現
- ・子育てしやすい環境づくり
- ・ジェンダーに配慮した取り組み
- ・業務の効率化について
- ・資格取得の励行、職員の育成について
- ・インターンシップの実施について



【コンプライアンスに関する取り組み】

- コンプライアンスの徹底
- ・ハラスメントの防止



2. 地域社会発展のための取り組み

【地域社会への貢献】

- ・各種協賛等について
- ・地域活動への参加等について







【環境活動】

- ・脱炭素、省エネへの取り組み
- ・食料問題への取り組み
- ・環境に関する投資や募金活動
- その他エコマネジメントに関する取り組み











山形県信用保証協会 SDGs 宣言

令和4年4月1日

山形県信用保証協会は、「わたしたちは、信頼される信用保証を通じて、地域 を支える中小企業者の信用力の創造と経営力の向上のために、ともに考え、と もに歩んでまいります。」を基本理念として、県内の地域経済、地域社会の発展 に取り組んできました。

当協会のこれまでの、またこれからの取り組みの一つ一つが、SDGs (持続可 能な開発目標)の達成につながるものであることから、SDGs の趣旨に賛同し、 持続可能な地域社会の実現に向け貢献してまいります。

SUSTAINABLE GOALS



告

●地域経済発展のための取り組み

「SDGs応援保証」の創設

令和4年4月、SDGsの趣旨に賛同し、具体的な取り組みを行う県内の中小企業者等に対して、大口無担保で資本に近い長期一括の資金調達を可能とする保証制度を創設しました。

令和4年度の同制度の保証承諾件数・金額は、52件、2,706百万円。 本制度は、中小企業者の事業の発展及び地方創生に資することを目的 としています。



●働き方に関する取り組み

ワークライフバランスの充実に向けた働きやすい職場づくりの一環として、令和6年度での「くるみん」の取得を目指し「山形県信用保証協会一般事業主行動計画」を策定し(令和4年2月25日)、活動を行っております。

「くるみん」取得に向けた活動

- ◎育児休業関係の諸制度のパンフレットを作成し、社内メールにて職員へ周知し、また、育児休暇対象職員に対しては、個別に育児休暇制度の説明を行い周知しております。結果、令和4年度の育児休業等取得者は、男性2名となりました。
- ◎所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置に関する規則の適用対象を「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学前の子を養育する職員」へ拡大。「活き活き職場づくりイクボス宣言」及び「活き活き職場づくり宣言」を行い、ワーク・ライフ・バランスの意識醸成を図っております。







●地域社会発展のための取り組み

当協会では、信用保証業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

地域貢献活動 ~山形まるごとマラソンへのボランティア参加~

地域貢献活動の一環として、令和4年10月2日(日)に山形市で開催された「第9回山形まるごとマラソン」のコース内給水所運営ボランティアとして、役職員14が参加しました。この大会は、山形市中心部の名所旧跡を巡るコースのため、従来募集開始から数日で定員となるほど人気がありますが、新型コロナウイルスの影響により、今年は3年ぶりの実走形式で、県内外から約3,200人のランナーが参加、当協会からも2人がエントリーしました。

大会は多くのボランティアに支えられており、当協会はスタートから約4kmの地点にある第1給水所の給水係を担当しました。力を振り絞って走るランナーに精一杯の声援を送り続けました。





清掃活動 ~県内各地域での清掃活動~

社会貢献活動の一環として、県内(鶴岡市)にて「美しいやまがたの海」クリーンアップ運動として湯野浜海岸でごみの収集を行い、当協会の鶴岡支店の職員が参加しました。

今後も各地域での社会貢献活動に努め、引き続き協力してまいります。





計

経営計画

統

外部評価委員会の評価及び公表

当協会では、経営の透明性を向上させ対外的な説明責任 を適切に果たすため、弁護士、税理士、中小企業診断士で 構成される外部評価委員会を設置しています。

令和4年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意 見は下記のとおりです。

※その他詳細は当協会ホームページに公開しています。



令和4年経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見

本県では、少子高齢化を伴う人口減少を背景として、社会経済の構造的変化が顕在化しつつあり、 中小企業者数の減少に加え、幅広い業種で人手不足が深刻化している。

また、新型コロナの感染症法上の分類が「5類」に引き下げられ、これまで課せられていた社会活 動に対する制限が緩和されているものの、長く続いたコロナ禍で厳しい経営を強いられた中小企業者 が多く、加えて、原油や資材物価等の高騰、特に電気料金の高騰は、製造業等幅広い分野に深刻な影 響を及ぼしている。また、人手不足による影響が県内の幅広い事業者に及んでいる。

山形県信用保証協会は、新型コロナや原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業者に対し、積 極的かつ柔軟な金融支援を実施するとともに、新型コロナの影響によって厳しい経営環境に置かれて いる個々の企業に寄り添った経営支援に取り組むことが期待されている。このような視点で見た場合、 全体的に適正な業務運営がなされており、以下の内容のとおり評価できる。

保証部門については、中小企業者のライフステージに応じたきめ細やかな保証対応や、利用者のニー ズを踏まえた保証制度の創設等により、新型コロナの影響を受ける中小企業者へ積極的な資金繰りを 行ったことにより、保証承諾額は前年度を超えた実績となっている。保証債務残高については、借換 保証等の利用が中心であったことにより、昨年度に引き続き高い水準となっている。また、デジタル 化を通じた保証業務の変革の推進により中小企業者の利便性向上に取り組んでいることが窺える。

今後も、中小企業者の生産性向上や、ライフステージに合わせた資金繰り支援に取り組むとともに、 新型コロナの影響の長期化、原油価格・物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえた対応や、多様な 資金ニーズへの対応に期待したい。さらに関係機関と連携し県内中小企業者の業況把握に引き続き努 めるとともに、利用者の利便性向上に向けた業務体制の充実が図られるよう期待したい。

期中管理部門について、経営支援では、創業応援チームによる創業前から創業後までの一貫した支 援や、中小企業者が抱えている経営課題解決のため専門家と職員が協働して専門家派遣事業を実施す るほか、資金繰り表策定支援による経営課題の共有、経営者との経営課題・将来目標の共有による成 長応援支援を実施している。また、山形県よろず支援拠点との連携による「やまがた中小企業支援ネッ トワーク会議しや各種セミナー等を通じて金融機関や関係機関と情報共有を図るほか、経営支援の取 り組み実績及びそのノウハウの蓄積、データの共有や分析等経営支援業務に関して、組織を挙げたス キルアップにも取り組んでいることも窺える。

期中管理では、金融機関との対話や連携により、中小企業者の業況変化等の情報共有に努め、正常 化に向けた柔軟な取り組みを推進している。また、延滞・事故案件については、管理徹底や早期対応

統

により正常化を図りつつ、適時適切な代位弁済の実施に努めていることが窺える。

今後も、金融機関や支援機関と連携しながら、創業、成長・拡大、事業承継、事業再生等、様々な ライフステージにある中小企業者に対しての支援のさらなる強化を図るとともに、県内中小企業者の 新型コロナや原油価格・物価高騰等の影響を把握し、協会が積極的に働きかける支援の推進に期待し たい。期中管理についても、中小企業者の業況等の早期把握に努め、正常化に向けた借り換えの推進 や、実情に即した柔軟な条件変更による正常化に向けた取り組み、適時適切な代位弁済に向けた対応 を期待したい。

回収部門について、面談交渉の早期着手や任意処分を積極的に推進した結果、計画額を上回る回収 実績となった。また、管理実益のない求償権の管理事務停止・求償権整理によって回収業務の効率化 を図るほか、事業再生支援に向け部門横断的に連携して取り組んでいることが窺える。

今後も、経営者保証見直し等の社会情勢の変化を踏まえながら、求償権の効率的かつ効果的な管理 回収を図るとともに、求償権消滅保証等の事業再生支援についても、金融機関・関係機関等と連携し ながら、引き続き積極的な対応に努められるよう期待したい

その他間接部門について、中小企業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、常勤理事会議や業務・会計監査を通じた経営の透明性の確保への取り組みに加え、コンプライアンス態勢の強化、反社会的勢力等への対応等による不正防止、SDGsに関する各種取り組み、保証協会の果たすべき使命や役割等の情報発信にも努めている。また、継続的な人材育成による職員の能力向上、働きやすい職場環境の整備等を通じた組織体制の充実や強化にも努めつつ、業務全般の改善及び効率化にも取り組んでいることが窺える。

新型コロナへの対応においては、ワクチン接種の推進や、感染防止のための職場環境の整備を図ったほか、感染者発生の際は、濃厚接触者の確認等の状況把握を行い、業務運営に支障が生じないよう努めている。

今後も、中小企業者や関係機関からの信頼と評価向上に向け、ガバナンスの強化、経営の健全性の確保、職員の能力向上、積極的な情報発信等に努められるよう期待したい。

最後に、中期事業計画及び年度経営計画に掲げる諸課題に対して、積極的かつきめ細かに取り組む ほか、コンプライアンス・個人情報保護への対応をはじめとする運営規律の強化にも努め、中小企業 者への更なる支援の充実を期待したい。 信用保証の内容

計

令和4年度事業報告

●事業概況

1 事業方針

令和4年度は、人口減少や少子高齢化による本件経済の縮小が懸念される厳しい環境下、地域経済の持続可能な発展に向けた取り組みとして、中小企業・小規模事業者(以下、「中小企業者」という。)の生産性向上や成長・拡大、創業・事業承継等様々なライフステージに合わせた資金繰り支援に取り組んだ。

併せて、中小企業者の新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)の影響と業況 把握に努めつつ、新型コロナ関連資金の償還が本格化してくることを踏まえた対応や、アフターコ ロナを見据えたデジタル化の推進や経営戦略の見直し等の変容を後押しする支援を実施した。

具体的には、中期事業計画の基本方針及び令和4年度の年度経営計画に基づき、以下の事項を重 点項目として業務に取り組んだ。

- ア 新型コロナ関連資金の本格償還に向けた資金繰り支援や、多様な資金ニーズに応じた保証制度の創設、関係機関と連携した中小企業者の業況把握、及び中小企業者の利便性向上へ向けた業務体制の充実
- イ 資金繰り改善支援や経営課題・将来目標の共有化等によるプッシュ型経営支援の推進など、 中小企業者のライフステージに合わせた経営支援の強化
- ウ 金融機関との連携による、中小企業者の実情に即した柔軟な対応、及び返済緩和先の正常化 に向けた取り組みの推進
- エ 効率的かつ効果的な回収及び事業再生への取り組み
- オ 経営の透明性及び健全性の確保、職員一人ひとりのスキルアップやワークライフバランス実 現に向けた取り組み

2 業 績

(金額単位:千円)

項目		令和4年度	令和3年度	前 年 度 比	
以 日 		(69期)	(68期)	増 減 (△)	比 率 (%)
保証申込	件数	8,480	7,931	549	106.9
	金額	100,648,554	91,365,896	9,282,658	110.2
保証承諾	件数	8,455	8,045	410	105.1
	金額	100,118,204	93,827,326	6,290,878	106.7
保証債務残高	件数	33,466	34,312	△ 846	97.5
体趾俱伤%向	金額	445,066,864	467,771,888	△ 22,705,024	95.1
保証債務	件数	33,819	35,081	△ 1,262	96.4
平均残高	金額	456,750,422	476,450,616	△ 19,700,194	95.9

(1) 保 証 ()は前年度比

保証申込・保証承諾及び保証債務残高

保証申込は8,480件(106.9%)で、100,648,554千円(110.2%)、保証承諾は8,455件 (105.1%) で、100,118,204千円(106.7%) となりました。

また、保証債務残高は33,466件(97.5%)で、445,066,864千円(95.1%)となりました。

② 保証承諾の内容

項目	区 分	構成比
金融機関別	都市銀行	0.1%
	地方銀行	43.8%
	第二地方銀行協会加盟行	27.3%
	信用金庫	21.4%
	信用組合	7.1%
	政府系金融機関	0.3%
金額別	5,000千円以下	12.4%
	5,000千円超10,000千円以下	12.6%
	10,000千円超50,000千円以下	57.4%
	50,000千円超80,000千円以下	8.6%
	80,000千円超1億円以下	3.5%
	1億円超	5.6%
	1件平均保証承諾額 11,841 ⁻	千円(101.5%)
期間別	6カ月以内	11.5%
	6カ月超1年以内	15.8%
	1年超3年以内	40.1%
	3年超5年以内	7.0%
	5年超7年以内	11.8%
	7年超10年以内	10.5%
	10年超	3.1%
	1件平均保証期間 3年9カ月	(+1ヶ月)
資金使途別	運転資金	59.8%
	設備資金	10.3%
	運転設備資金	29.9%
業種別	卸・小売業	24.6%
	建設業	26.9%
	製造業	23.1%
	サービス業	13.5%
	その他	11.9%

信用保証の内容

計

(2) 代位弁済及び求償権の管理 ()は前年度比

① 代位弁済

代位弁済は234件(65.2%)で、3,888,264千円(65.0%)となり、件数で125件減少し、金額で2,090,007千円減少しました。

また、1件平均代位弁済額は、16,617千円(99.8%)となりました。

なお、企業者数は78企業で、1企業当たりの代位弁済口数では3.0口、同代位弁済額は49.850千円(80.0%)となりました。

② 回 収

回収は66件(76.7%)で、792.452千円(74.6%)となりました。

③ 求償権償却

求償権の償却は245件、3,534,500千円、期末求償権は132件(88.6%)で、1,119,639千円(113.3%)となりました。

3事業展望

人口減少や少子高齢化による本県経済の縮小が懸念される中、県内中小企業者の持続的な発展に 向け、創業・事業承継や生産性向上に向けた資金繰り支援に取り組む。

新型コロナの影響や原油価格・物価高騰等の社会情勢の変化を踏まえ、伴走支援型特別保証や長期借換保証等による資金繰りの安定化や、SDGs応援保証や社会貢献応援型特定社債保証制度「貢献」等により多様な資金ニーズに対応するとともに、利用者の利便性向上を図るための業務体制の整備、デジタル技術を活用した取り組みを引き続き推進する。

また、金融機関等関係機関との連携、中小企業者との対話を通じ、創業期における各種支援、資金繰り改善支援、経営課題・将来目標の共有化等、様々なライフステージに合わせた総合的な支援を強化し、アフターコロナを見据えたプッシュ型経営支援を推進する。

併せて、中小企業者の実情に即した柔軟な対応と正常化に向けた取り組みを推進するとともに、 適時適切な期中管理を実施していく。

さらに、中小企業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、経営の透明性や健全性を確保し、SDGs宣言に基づく取り組みを推進するとともに、更なる職員のスキルアップや事務改善、 積極的な情報発信に取り組んでいく。

(単位:千円)

計

●基本財産

基本財産は、一般企業の資本金に相当するものです。保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、 基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の53.3倍となっています。

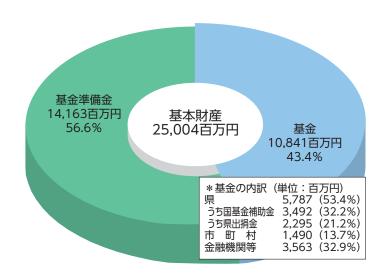
令和4年度末の保証債務残高は4,451億円で基本財産250億円の17.8倍となっています。

基本財産の構成

当協会の基本財産は、次の2つの基金で構成されています。

- ①《基金》…県・市町村からの出捐金及び金融機関等負担金
- ②《基金準備金》…毎事業年度における収支差額を累積した自己造成分

令和5年3月31日現在



令和4年度の基本財産造成

令和4年度の収支差額1,246,245千円のうち、623,245千円を基金準備金として繰り入れを行った結果、令和4年度の基本財産は、25,003,527千円となりました。

基本財産の推移

項		令和 4 年度 (69期)	令和3年度 (68期)	令和 2 年度 (67期)	令和4年度-令和3年度 (69期) (68期)
基	金	10,840,728	10,840,728	10,840,728	0
其全:	進備全	14 162 799	13 539 554	13.064.252	623.245

基本財産 25,003,527 24,380,282 23,904,980 623,245	基本財	産 25,003,527	24,380,282	23,904,980	623,245
---	-----	--------------	------------	------------	---------

●貸借対照表(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
現金	484	基本財産	25,003,527
現金	484	基金金	10,840,728
小 切 手	0	基金準備金	14,162,799
預け金	6,965,319	制度改革促進基金	0
当 座 預 金	0	収支差額変動準備金	8,518,791
普 通 預 金	1,100,627	責 任 準 備 金	2,962,115
通 知 預 金	0	求償権償却準備金	369,481
定 期 預 金	5,800,000	退職給与引当金	724,283
郵 便 貯 金	64,693	損失補償金	18,811
金銭信託	0	保証債務	445,066,864
有 価 証 券	33,542,468	求償権補てん金	0
国賃	0	保険金	0
地 方 債	9,002,729	損失補償補てん金	0
社債	24,536,739	借入金	0
株式	3,000	長期借入金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再生ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	613,862	雑 勘 定	5,600,354
事業用不動産	556,194	仮 受 金	35,435
事業用動産	57,668	保険納付金	65,135
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	5,892
損失補償金見返	18,811	未経過保証料	5,483,527
保証債務見返	445,066,864	未 払 保 険 料	2,206
求 償 権	1,119,639	未 払 費 用	8,160
譲受債権	0		
雑 勘 定	936,778		
仮 払 金	13,958		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	60,923		
連合会勘定	9,907		
未 収 利 息	36,540		
未経過保険料	815,451		
合 計	488,264,226	승 計	488,264,226

[※]金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

貸借対照表の用語解説

***				/ -12-	<u></u>
借	方			貸	方
現金・預け金		現金・預け金	基本財産		基本財産
保証の利用を促進するため、各金融機関へ預け入れしています。		20 ME JKIO ME	至中水川正	•	一般企業の資本金に相当するものです。 地方公共団体や金融機関等から 拠出された「基金」と、過去の 収支差額の累計である「基金準 備金」で構成されています。
			制度改革		制度改革促進基金
有価証券		有価証券	促進基金		部分保証制度等によって生じ た損失を優先的に処理する ための基金です。
安全有利な資金運用を行うため、社債・地方債などを			収支差額 変動準備金		収支差額変動準備金
保有しています。	•		支 割华脯並	_ `	収支差額に欠損が生じた場合
			責任準備金	•	などに備え、協会経営の安定 のために積み立てています。
			求償権 償却準備金		責任準備金
		—————————————————————————————————————		_	将来の不測の事態に備えて、 年度末の保証債務に対し一定
損失補償金見返		不動産等	退職給与 引当金		の割合で積み立てています。
貸方の損失補償金と同額を 見返りとして計上しています。				-	損失補償金
		見返	損失補償金	•	地方公共団体等が信用保証協会の保証債務履行に基づく
保証債務見返		保証債務見返	保証債務		損失につき補償を行う場合の 限度額を計上しています。
貸方の保証債務と同額を 見返りとして計上しています。	•		PRODE 194373		保証債務 保証債務残高を計上して います。
求償権					
金融機関に代位弁済し取得した 債権が求償権ですが、経理上の 求償権は、代位弁済した金額 から回収金ならびに償却分 (保険金償却・損失補償金					借入金
償却・自己償却分)を控除した 金額です。			/# 7 A		<u>恒人</u> 日本政策金融公庫等からの借
+ /72/17 / D IFA/I/N	7	15.11	借入金		入金を計上しています。
未経過保険料		+ // / / / / / / / / / / / / / / / / /	未経過保証料		※当協会では借入金はありま せん。
当年度中に日本政策金融公庫に 支払った保険料のうち、翌事業 年度以降にかかる部分を計上し	•	未経過保険料		•	未経過保証料
ています。		その他	その他		受入保証料のうち翌事業年度 以降にかかる部分を計上して います。

経営計画

計

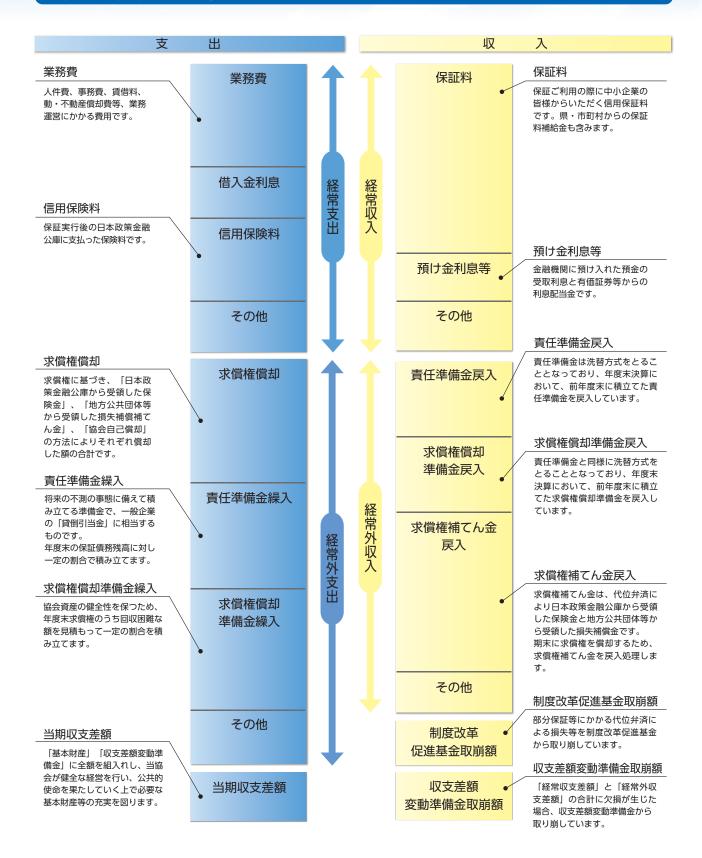
● 収支計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
経 常 支 出	3,082,806	経 常 収 入	4,642,401
業務費	1,067,417	保 証 料	4,200,506
借入金利息	0	預け金利息	15,279
信用保険料	1,954,695	有価証券利息・配当金	119,275
責任共有負担金納付金	0	調査料	0
雑 支 出	60,694	延滞保証料	6,714
		損害金	10,105
		事務補助金	8,221
		責任共有負担金	263,427
		雑 収 入	18,875
経常収支差額	1,559,595		
経常外支出	6,867,192	経常外収入	6,553,841
求償権償却	3,534,500	償却求償権回収金	155,570
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	3,037,756
有 価 証 券 償 却	0	求償権償却準備金戻入	326,033
雑勘定償却	0	求償権補てん金戻入	3,034,302
退 職 金	0	補助金	0
責任準備金繰入	2,962,115	その他収入	180
求償権償却準備金繰入	369,481		
その他支出	1,095		
経常外収支差額	△ 313,350		
制度改革促進基金取崩額	0		
収支差額変動準備金取崩額	0		
当 期 収 支 差 額	1,246,245		
収支差額変動準備金繰入額	623,000		
基本財産繰入額	623,245		

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

収支計算書の用語解説



統 計

信用保証業務の推移(過去5年間)

保証承諾

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
30年度	11,429	120,123	114.6
元年度	11,449	123,076	102.5
2年度	19,120	338,231	274.8
3年度	8,045	93,827	27.7
4年度	8,455	100,118	106.7



新型コロナ関連資金に牽引され、過去最大の実績となった令和2年度の反動を受け、過去10年間で最低となった令和3年度に比べ、保証承諾は下げ止まりの傾向となった。一方、コロナ禍前である令和元年度の実績には及ばず、資金需要は落ち着いている。

保証債務残高

	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
30年度	33,034	294,172	95.9
元年度	31,774	292,310	99.4
2年度	36,126	483,793	165.5
3年度	34,312	467,772	96.7
4年度	33,466	445,067	95.1



コロナ資金の多くで返済据置期間が終了しているなか、借換保証が伸長していることもあり、引き続き 高水準で推移している。

保証利用率・保証利用中小企業数

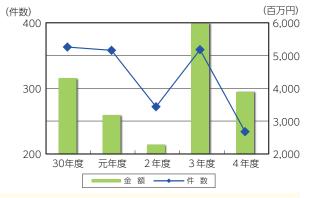
	保証利用率	保証利用中小企業数	前年度比(%)
30年度	34.2	13,996	96.8
元年度	34.6	13,393	95.7
2年度	39.3	15,229	113.7
3年度	38.8	15,007	98.5
4年度	38.3	14,843	98.9



新型コロナ関連資金の利用増加に伴い、新規利用企業者数が増加した令和2年度と比較し、保証利用中小企業者数及び保証利用率は減少傾向にあるが、依然として高水準を維持した。 ※令和元年度は県内中小企業数(分母)を見直したため、一時的に利用率が増加した。

代位弁済〈元利合計〉

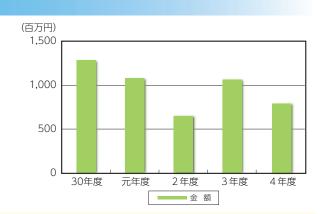
	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
30年度	363	4,302	104
元年度	358	3,182	73.9
2年度	272	2,283	71.7
3年度	359	5,978	261.8
4年度	234	3,888	65.0



令和3年度は大口の抜本再生案件もあり代位弁済は大幅に増加。その反動を受け、新型コロナ関連資金の導入による手元資金の一定確保や、柔軟な借換・条件変更等の対応もあり、代位弁済が落ち着いていることもから、件数・金額ともに前年度を大幅に下回る実績となった。

回収金額〈対債務者元金〉

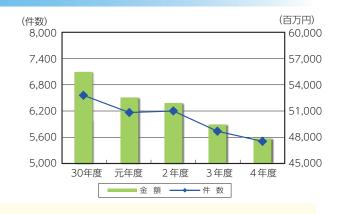
	金額(百万円)	前年度比(%)
30年度	1,283	100.3
元年度	1,079	84.1
2年度	654	60.6
3年度	1,063	162.4
4年度	792	74.6



令和3年度は物件処分が好調に推移したことや、抜本再生関連案件により回収が増加。その反動を受け、 代位弁済が落ち着いていることもあり、新たな回収財源がない中、前年度を下回る実績となった。

求償権残高〈対債務者〉

	<i>/</i> / -	金額	
	件数 	(百万円)	前年度比(%)
30年度	6,559	55,496	97.6
元年度	6,166	52,554	97.7
2年度	6,202	51,971	98.9
3年度	5,738	49,495	95.2
4年度	5,506	47,831	96.6



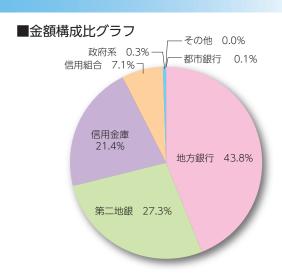
代位弁済が減少し、回収の効率化や求償権整理等が進んだことにより求償権残高が減少した。

信用保証の内容

● 金融機関別保証状況(令和4年度)

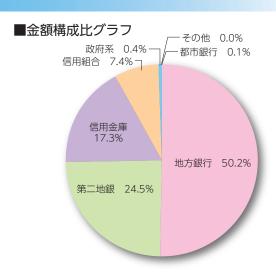
保証承諾

	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
都市銀行	2	140	538.5
地方銀行	3,105	43,817	100.3
第二地銀	1,968	27,310	107.9
信用金庫	2,170	21,454	125.0
信用組合	1,198	7,080	100.5
政府系	12	317	53.6
その他	0	0	_
合 計	8,455	100,118	106.7



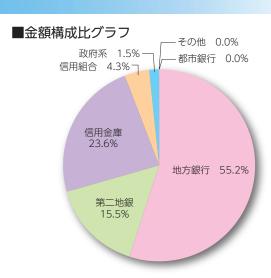
保証債務残高

	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
都市銀行	18	319	122.0
地方銀行	13,773	223,487	94.0
第二地銀	7,158	109,050	95.0
信用金庫	7,925	77,187	99.5
信用組合	4,462	33,082	94.4
政府系	122	1,891	88.1
その他	8	50	72.5
슴 計	33,466	445,067	95.1



代位弁済(元利合計)

	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
都市銀行	0	0	0.0
地方銀行	119	2,145	64.4
第二地銀	34	604	57.0
信用金庫	55	916	77.6
信用組合	23	166	40.8
政府系	3	57	_
その他	0	0	0.0
合 計	234	3,888	65.0



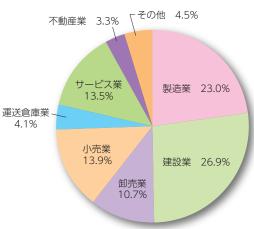
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

●業種別保証状況(令和4年度)

保証承諾

			件数	 金 額	
				(百万円)	前年度比(%)
製	造	業	1,525	23,074	112.4
建	設	業	2,541	26,949	103.6
卸	売	業	645	10,749	101.1
小	売	業	1,373	13,870	104.9
運道	送倉庫	軍業	210	4,142	137.2
サ-	ービフ	ス業	1,289	13,510	101.4
不	動 産	業	210	3,327	119.1
そ	の	他	662	4,497	104.8
合		計	8,455	100,118	106.7

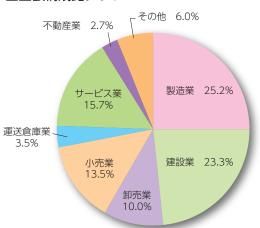
■金額構成比グラフ



保証債務残高

			件数	金額(百万円)	前年度比(%)
製	造	業	6,418	112,275	94.9
建	設	業	8,304	103,665	94.9
卸	売	業	2,507	44,693	95.4
小	売	業	5,267	60,202	94.6
運	送倉庫	軍業	828	15,736	95.6
サ-	ービフ	ス業	5,717	69,771	95.1
不	動産	業	888	11,918	102.3
そ	の	他	3,537	26,806	94.8
合		計	33,466	445,067	95.1

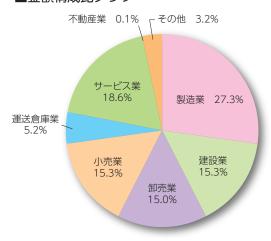
■金額構成比グラフ



代位弁済(元利合計)

		件数	金額(百万円)	前年度比(%)
製造	業	35	1,061	57.7
建設	業	57	595	55.7
卸売	美	27	583	748.9
小売	美	49	596	42.4
運送倉	庫業	10	201	291.3
サーヒ	ごス業	33	723	56.9
不動	産業	1	4	5.7
その)他	22	125	72.2
合	計	234	3,888	65.0

■金額構成比グラフ



※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

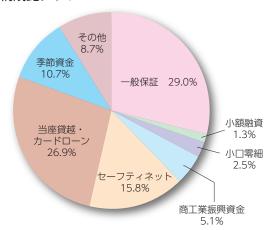
経営計画

●制度別保証状況(令和4年度)

保証承諾

	件数	金額	
	1十 奴	(百万円)	前年度比(%)
一般保証	1,906	28,988	126.3
小額融資	162	1,343	128.7
小口零細	749	2,460	137.9
商工業振興資金	218	5,122	130.0
セーフティネット	840	15,852	94.4
当座貸越・カードローン	3,364	26,976	103.9
季 節 資 金	715	10,697	112.0
その他	501	8,681	73.4
合 計	8,455	100,118	106.7

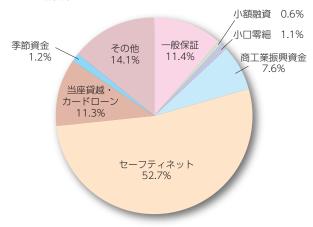
■金額構成比グラフ



保証債務残高

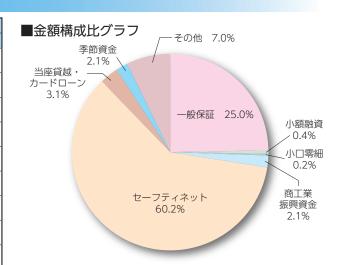
	件数	金額	
	11 👯	(百万円)	前年度比(%)
一般保証	4,606	50,860	100.5
小額融資	694	2,808	95.8
小口零細	2,671	4,803	108.8
商工業振興資金	1,944	33,994	99.3
セーフティネット	12,964	234,669	92.9
当座貸越・カードローン	6,435	50,132	95.2
季 節 資 金	345	5,155	110.8
その他	3,807	62,646	95.6
合 計	33,466	445,067	95.1

■金額構成比グラフ



代位弁済(元利合計)

	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
一般保証	52	972	129.9
小額融資	5	16	44.5
小口零細	8	6	23.5
商工業振興資金	5	81	10.6
セーフティネット	108	2,339	90.4
当座貸越・カードローン	23	120	25.5
季 節 資 金	6	81	110.2
その他	27	274	21.5
合 計	234	3,888	65.0



※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

営業店舗のご案内

◎本

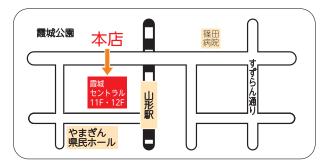
店

〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル内

12F総務部 (総務統括課)TEL 023-647-2245(システム経理課)TEL 023-647-2246企業支援部 (企画推進課、経営支援課、保証審査課)TEL 023-647-224711F管理回収課)TEL 023-647-2241(代位弁済課)TEL 023-647-2248

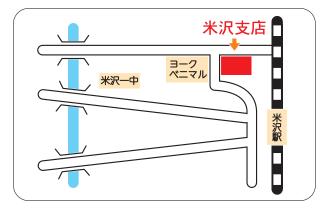
総務部·企業支援部·管理部 FAX 023-647-3201

11F 本店営業部 (保証第一課、保証第二課) TEL 023-647-2240 FAX 023-646-2883



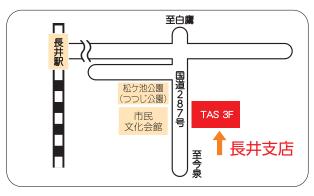
◎米沢支店

〒992-0027 米沢市駅前三丁目1番91号 TEL 0238-23-7630 FAX 0238-24-5647



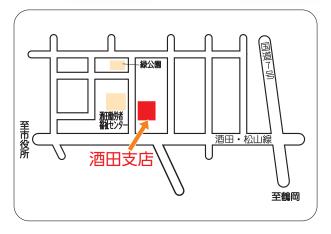
◎長井支店

〒993-0011 長井市館町北6番27号 TEL 0238-84-1674 FAX 0238-84-1012



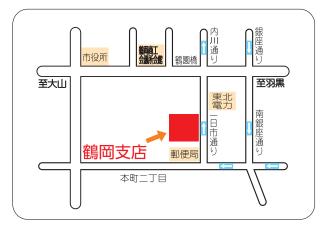
◎酒田支店

〒998-0858 酒田市緑町20番60号 TEL 0234-22-7644 FAX 0234-24-3315



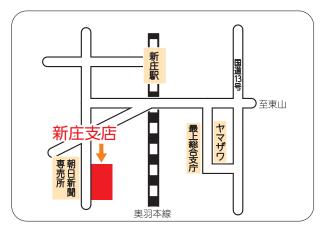
◎鶴岡支店

〒997-0034 鶴岡市本町二丁目7番5号 TEL 0235-22-6122 FAX 0235-24-6388



◎新庄支店

〒996-0031 新庄市末広町8番21号 TEL 0233-22-3171 FAX 0233-22-7035



DISCLOSURE 2023 令和5年8月発行 発行 山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル内 TEL 023(647)2245 FAX 023(647)3201 URL https://www.ysh.or.jp/

